

令和7年第2回衣浦東部広域連合議会定例会

議 案 書

(令和7年8月29日提出分)

## 目 次

議案番号	件 名	頁
同意第 2 号	監査委員の選任について（議員選出監査委員）	1
認定第 1 号	令和 6 年度衣浦東部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
議案第 1 5 号	令和 7 年度衣浦東部広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について	別冊
報告第 2 号	令和 6 年度衣浦東部広域連合一般会計繰越明許費の繰越しについて	3
報告第 3 号	令和 6 年度衣浦東部広域連合一般会計事故繰越しの繰越しについて	7
報告第 4 号	専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1 1
報告第 5 号	専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1 3

同意第2号

監査委員の選任について

令和7年8月6日をもって監査委員佐原充恭が辞職したため、後任として次の者を選任したい。

上記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年8月29日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

記

住所非公開

佐々木隆教

生年月日非公開

同意第 2 号参考資料

略 歴

経歴非公開

報告第2号

令和6年度衣浦東部広域連合一般会計繰越明許費の繰越しについて  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により繰越明許  
費の繰越しについて、別表のとおり報告する。

令和7年8月29日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

別表

令和6年度衣浦東部広域連合

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
3 消防費	1 消防費	車両等管理事業	42,900,000	42,900,000
3 消防費	1 消防費	車両等購入事業	60,500,000	60,500,000
合 計			103,400,000	103,400,000

# 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				42,900,000
				60,500,000
				103,400,000



報告第3号

令和6年度衣浦東部広域連合一般会計事故繰越しの繰越しについて  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条の規定により事故繰越しの繰越しについて、別表のとおり報告する。

令和7年8月29日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

別表

令和6年度衣浦東部広域連合

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
3 消防費	1 消防費	車両等購入事業	27,720,000	0	27,720,000	0

# 一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
27,720,000	0	0	0	0	27,720,000	資機材搬送車の購入において、中間検査で仕様書との相違が発覚し、新たに車両を製造する必要が生じ、年度内の納車が不可能となったため。



報告第4号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月29日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

## 事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

1 損害賠償額 金9,680円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和7年4月12日(土)午後0時8分頃

(2) 発生場所

発生場所非公開

(3) 経過

転院搬送のため救急出動し、傷病者を救急隊用ストレッチャーに移動した際に、当該クリニック所有の酸素ボンベ一式を救急隊員が落下させてしまい、酸素ボンベ開閉つまみを破損させたもの

3 相手方の損害の程度

医療用酸素容器(2L)バルブ破損

4 過失割合

衣浦東部広域連合100パーセント 相手方0パーセント

令和7年6月12日専決

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

報告第5号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月29日提出

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

## 事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

- 1 損害賠償額 金 88,000 円
- 2 事故内容
  - (1) 発生日時  
令和7年6月11日（水）午前11時22分頃
  - (2) 発生場所  
刈谷市高松町4丁目地内
  - (3) 経過  
救急出動の引き揚げ途上、信号のない交差点を左折したところ、当方車両左側面とガードパイプが接触したもの
- 3 相手方の損害の程度  
ガードパイプの変形及び塗装材の剥離
- 4 過失割合  
衣浦東部広域連合 100パーセント 相手方 0パーセント

令和7年8月1日専決

衣浦東部広域連合長 吉岡初浩

